

令和元年 8 月 1 日

各位

## 消費税法改正に伴うお知らせ

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、消費税法の改正により、消費税率が 8% から 10% へ引き上げられることに伴い、令和元年 10 月 1 日から消費税増税分がレッスン代等にも反映されます。

お客様におかれましては、新税率を適用した金額でご請求させていただきますことをご了解くださいますよう、お願い申し上げます。

敬具

<適用時期>

令和元年 9 月度請求（10 月分）より

<補足>

レッスン代金：10 月 1 日以降の予約に対するもの

（変更手数料などのサービス代金を含む）

テキスト代金：10 月 1 日以降購入

尚、今回の価格改定に関してご不明なことがありましたらお問い合わせください。

株式会社 hanul